

議案第177号

川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例の制定について

川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例を次のとおり制定する。

平成28年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、川崎市農業委員会（以下「農業委員会」という。）の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、川崎市農業委員会委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数)

第2条 農業委員会の委員の定数は、14人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、6人とする。

(選考委員会)

第4条 農業委員会の委員の選考に関して調査審議するため、選考委員会を置く。

- 2 選考委員会は、委員 3 人をもって組織する。
- 3 選考委員会の委員は、学識経験を有する者及び関係団体の役職員のうちから市長が委嘱する。
- 4 選考委員会の委員の任期は、3 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 前各項に定めるもののほか、選考委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 7 月 19 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

(川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の廃止)

- 2 川崎市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成 10 年川崎市条例第 22 号）は、廃止する。

参考資料

制 定 要 旨

農業委員会等に関する法律第 8 条第 2 項及び第 18 条第 2 項の規定に基づき、川崎市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、川崎市農業委員会委員選考委員会の設置等に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定するものである。